

石川県社会福祉会館の在り方検討委員会 報告書

令和5年10月

石川県社会福祉会館の在り方検討委員会

はじめに

石川県社会福祉会館は、昭和41年9月に県都金沢の都心部である、現在の場所に建築され、石川県社会福祉協議会をはじめとする約30の福祉関係団体や石川中央保健福祉センター福祉相談部等が入居する、本県の福祉活動の拠点となっています。

しかしながら、建築から57年が経過する中、施設の老朽化や狭隘化が進んでいます。この間、わが国では、少子化・超高齢化が進行するほか、社会のデジタル技術の急速な進展など、社会全体に大きな影響を与える新たな時代の潮流が生まれています。

こうした中、新たな社会福祉会館の整備に向け、これからの時代にふさわしい会館はどうあるべきかを検討するため、本年5月、「石川県社会福祉会館の在り方検討委員会」が設置されました。

本検討委員会では、現会館が抱える課題や福祉関係団体からの意見、全国の様態等を踏まえ、新たな会館が、いしかわの福祉のさらなる充実に資するものとなるよう、精力的に議論を重ね、このたび、新たな社会福祉会館像や求められる機能等についての報告書を取りまとめました。

本報告書を踏まえ、石川県社会福祉会館が、「誰もが、自分らしく、心豊かに安心して暮らせる地域社会の実現に向け、新たな時代における、すべての県民が関わる『いしかわの福祉』の充実に寄与する拠点」として新しく生まれ変わることを心から期待しています。

令和5年10月

石川県社会福祉会館の在り方検討委員会

委員長 森山 治

目 次

1	現社会福社会館の概要	1
2	現社会福社会館の課題	2
3	新たな社会福社会館像と求められる機能	3
4	整備の方向性・視点	
(1)	各機能の整備の方向性と視点について	
①	県民が福祉を知り、身近に感じてもらうための機能 【福祉への理解醸成】	4
②	県民や市町、福祉関係者からの幅広い福祉の相談に応える機能 【相談対応】	4
③	福祉に関する専門的な知識や技能を習得する機能【人材育成】	5
④	様々な福祉の担い手に活動の場を提供し、連携した取組を 促進する機能【活動促進】	5
⑤	障害のある方や高齢の方などが仕事に携われる機能 【社会参加促進】	6
(2)	配慮事項	6
(3)	設置が望ましい施設	6
	参考資料	9

1 現社会福祉会館の概要

石川県社会福祉会館は、旧館、新館ともに昭和40年代に建設され、隣接する旧県立図書館に入居する福祉総合研修センター(令和5年5月に金沢市北安江へ仮移転)とともに、長年にわたり、福祉関係者の活動や福祉人材の資質向上などの拠点としての役割を担ってきた。

現在、30を超える福祉関係団体と、県の石川中央保健福祉センターの福祉相談部などが入居している。

<石川県社会福祉会館>

所 在	石川県金沢市本多町3丁目1-10	
敷 地	5,470 m ²	
建 物	鉄筋コンクリート造4階建(地下1階付)	6,024 m ²
	(旧館：昭和41年建設 3,262 m ²)	
	(新館：昭和47年建設 2,762 m ²)	

その他	付属施設 鉄筋コンクリート造2階建	864 m ²
	福祉総合研修センター(移転済み)	995 m ²

駐 車 場 62台(来客用43台、公用車19台)

入居団体 福祉関係団体等：約30団体

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・(社福)石川県社会福祉協議会 | ・(社福)石川県聴覚障害者協会 |
| ・(社福)石川県身体障害者団体連合会 | ・(公社)金沢こころの電話 |
| ・(公社)石川県手をつなぐ育成会 | ・石川県肢体不自由児協会 |
| ・石川県知的障害者福祉協会 | ・(一社)石川県社会福祉士会 |
| ・(公財)石川県老人クラブ連合会 | |
| ・石川県がん安心生活サポートハウス | ・石川県町長会 など |

県の機関：石川中央保健福祉センター福祉相談部等

- | | |
|-------------|-------------|
| ・中央児童相談所 | ・女性相談支援センター |
| ・身体障害者更生相談所 | ・知的障害者更生相談所 |



(利用状況)

部屋		階	面積(m ²)	利用状況
県の機関	事務室	1, 2	304	管理課、子ども・女性相談課、障害福祉課、判定課
	倉庫、書庫等	1~4 (地下含む)	466	倉庫、書庫、応接室、更衣室等
	相談室、プレイルーム等	1~3	493	各種相談用務等(児童、女性、身体障害、知的障害)
貸館	大ホール	4	373	入居団体が総会や会議等の目的で利用
	会議室	3	278	
福祉団体等	石川県社会福祉協議会(事務室、会議室等)	2~4	872	県社協が事務室、会議室、相談室等の目的で利用
	その他の福祉団体等(事務室等)	1~4	895	福祉団体等が事務室等の目的で利用
別棟	福祉総合研修センター(研修室、事務室等)	4 (旧図書館)	992	県社協が研修室、事務室等の目的で利用

2 現社会福祉会館の課題

建設後50年以上が経過する中、建物の老朽化が進んでいることに加え、施設の狭隘化による会議室・研修室や相談室及び駐車場などの不足、各部屋の機能的・効率的な配置やデジタル化への対応が困難、別棟となっている福祉総合研修センターとの更なる連携など様々な課題が生じている。

<検討の方向性>

現会館が抱える課題や福祉関係団体からの意見等を踏まえ、新たな会館の整備が、いしかわの福祉のさらなる充実に資するものとなるよう、新会館のコンセプトや求められる機能を中心に意見を取りまとめる。

(福祉関係団体からの主な意見)

- ・現状は手狭であり駐車場が不足している。
- ・県内各地から金沢市中心部の本多町までのアクセスが悪く時間がかかる。
- ・今の時代に求められる相応しい機能を備える必要があり、建て替え場所自体は大きな問題ではない。
- ・障害のある方が利用し易いよう設計等への配慮が必要(屋根付き駐車スペース、館内情報の映像と音声による案内等)

3 新たな社会福祉会館像と求められる機能

(1) 新たな会館像

誰もが自分らしく心豊かに安心して暮らせる地域社会の実現に向け、新たな時代における、すべての県民が関わる「いしかわの福祉」の充実に寄与する拠点

福祉は、県民誰もが生涯のうちに必ず関わるものであり、新しい会館が社会に開かれ、「県民」と「福祉」のつながりを強める場となることにより、いしかわの福祉の充実に繋がることを期待する。

また、デジタル技術を活用した相談対応や研修事業など、新たな時代の流れを的確に捉えながら、福祉に関する様々な取組が展開できる施設となることが求められる。

(2) 求められる機能

- ① 県民が福祉を知り、身近に感じてもらう機能【福祉への理解醸成】
- ② 県民や市町、福祉関係者からの幅広い福祉の相談に応える機能【相談対応】
- ③ 福祉に関する専門的な知識や技能を習得する機能【人材育成】
- ④ 様々な福祉の担い手に活動の場を提供し、連携した取組を促進する機能【活動促進】
- ⑤ 障害のある方や高齢の方などが仕事に携われる機能【社会参加促進】

新たな会館像を実現するため、5つの機能を中心に整備を進める必要がある。

加えて、整備にあたっては、交通アクセスや駐車スペースの確保など県民の利便性の確保、災害時における福祉支援の充実、プライバシーへの最大限の配慮などについて、留意する必要がある。

4 整備の方向性・視点

(1) 各機能の整備の方向性と視点について

① 県民が福祉を知り、身近に感じてもらうための機能【福祉への理解醸成】

次のことに留意し、県民の福祉への理解醸成を図る必要がある。

- 県民が気軽に訪れることができ、訪れた県民が、福祉に触れ、理解を深めることができる場とすること。
- 福祉の魅力を発信することにより、将来の福祉の担い手の確保に繋げる場とすること。
- 広く県民が集い、福祉に関わる、様々な活動を行うことができる場とすること。

(整備の視点)

- ・ 作品展示など催事や情報発信にも活用できるエントランスエリアなど、1つの空間を複数の用途に利用することを想定した整備が必要
- ・ 散歩や休息ができる屋外緑地など、人が集まり、心が安らぐような環境整備が必要



エントランスでの作品展示



情報提供コーナー



屋外緑地

② 県民や市町、福祉関係者からの幅広い福祉の相談に応える機能【相談対応】

次のことに留意し、福祉に関する相談対応の更なる充実を図る必要がある。

- 障害のある方、こども、女性など、様々な福祉分野について、県民の身近な相談から福祉関係者の専門的な相談まで幅広く応える場とすること。
- プライバシーの確保に細心の配慮をし、安心して相談できるよう、明るく開かれた相談環境を整備すること。

(整備の視点)

- ・ 幅広い相談に対応するため、今後も福祉関係団体や県の行政機関が同一の場所にあることが必要
- ・ プライバシーに最大限配慮した出入口や動線の確保が必要
- ・ 閉塞感のない明るい相談室など安心して相談できる空間の整備が必要



Webを活用した相談支援



明るい個別相談室



子連れでの相談への対応

③ 福祉に関する専門的な知識や技能を習得する機能【人材育成】

次のことに留意し、福祉人材の育成を推進する必要がある。

- 福祉に関する研修の体系的な実施や情報提供など、人材育成・研修の総合窓口とすること。
- 対面形式やWeb形式など、様々な方法に対応できる充実した研修環境を整備すること。

(整備の視点)

- ・複数の空間を組み合わせる、あるいは、大空間を仕切ることにより、フレキシブルな利用ができる研修室等の整備が必要
- ・Web形式での研修等の普及を想定した環境の整備が必要
- ・福祉に関する専門的な知識を調べ、学ぶための専門情報の提供等が必要



間仕切り可能な研修室



Web環境の整備



福祉図書室(自学エリア)

④ 様々な福祉の担い手に活動の場を提供し、連携した取組を促進する機能【活動促進】

次のことに留意し、社会全体における福祉に関する活動を促進する必要がある。

- 福祉に関するボランティア団体やNPO法人など、様々な福祉の担い手が集い、繋がりを強める場とすること。
- 様々な団体が利用できる共用の作業場所の提供など、活動を後押しできる環境を整備すること。

(整備の視点)

- ・日頃の作業等に気軽に使える、共用の事務スペース（コワーキングスペース）やミーティングスペースの整備が必要
- ・団体間の情報交換等を行える共用コーナー（例えば、伝言掲示板）などの整備が必要



共用の事務スペース



ミーティングスペース



伝言掲示板

⑤ 障害のある方や高齢の方などが仕事に携われる機能【社会参加促進】

次のことに留意し、障害のある方や高齢の方などすべての県民の社会参加を促進する必要がある。

- 障害のある方など、様々な人の社会参加を促進し、発信する場とすること。
- 障害のある方や高齢の方が、施設の運営などに携わる機会を提供すること。

(整備の視点)

- ・障害のある方等が勤務する飲食店の設置等を検討することが必要
- ・セルフ商品の展示や販売を検討することが必要
- ・障害のある方等の清掃や植栽管理業務等への関与を検討することが必要



会館内飲食店での勤務



セルフ商品の展示等



施設内の植栽管理

(2) 配慮事項

整備にあたっては、次の視点についても十分に留意する必要がある。

- 交通アクセスや駐車スペースの確保など、県民の利便性の確保
- 災害ボランティアの活動に必要な装備品の備蓄など、災害時における福祉支援の充実
- 各団体や行政機関が担う業務の性質を踏まえ、相談者等のプライバシーに最大限配慮のうえ、今後の建物や部屋の配置、動線の確保など、利用者のプライバシーへの配慮
- 木材を使用するなど温かい雰囲気づくりや、全ての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの導入

(3) 設置が望ましい施設

求められる機能を備えた会館とするためには、次の施設の設置が望ましいと考える。

(参考)

施設	新 会 館 に 求 め ら れ る も の
交流エリア	○
展示エリア	○
福祉用具展示室	—
ホール(200人以上)	—
大会議室(100人以上)	○
小会議室(～99人)	○
福祉図書室	○
セルフ商品の展示等	○
飲食店	○
キッズルーム	○
多目的ルーム	○

現 会 館	直近に建築された他県の5会館					全国 状況 (※)
	A県	B県	C県	D県	E県	
	○		○	○		16
	○				○	7
				○	○	14
○			○		○	20
	○			○	○	18
○	○	○	○	○	○	28
	○		○			15
			○	○	○	7
		○		○	○	19
				○		8
						12

※平成以降に建築された全国の29会館のうち、各施設を備えている会館数

- ・ 交流エリア
気軽に打合せや休憩などができる開かれた空間。ボランティア団体等も気軽に使える共用の事務スペースやミーティングスペースも併設
- ・ 展示エリア
催事など様々な用途に利用できる空間

- ・大会議室、小会議室
複数の部屋を組み合わせる、あるいは、仕切ることにより、大人数から少人数まで様々な会議等にフレキシブルに対応できるよう整備
- ・福祉図書室
福祉関係者への専門情報の閲覧・貸出や自学ができる場所
- ・セルフ商品の展示場所
県内のセルフ商品の展示に加え、販売や注文への対応も検討が必要
- ・飲食店
障害を持った方が働く場となるよう検討
- ・キッズルーム
研修の参加者などがこどもを遊ばせることが可能
- ・多目的ルーム
体づくりに関する取組(軽い運動など)も想定した施設

(必要性が低いと考えられる施設)

- ・福祉用具展示室
石川県リハビリテーションセンター、金沢市福祉用具情報プラザで既に対応済み
- ・ホール
他県において利用率の低さが課題
※間仕切り変更でき、様々な規模の会議等にフレキシブルに対応できる施設が望ましい

<参考資料>

- 石川県社会福祉会館の在り方検討委員会 設置要綱
- 石川県社会福祉会館の在り方検討委員会 委員名簿
- 石川県中央児童相談所等検討ワーキンググループにおける新たな建物整備に係る検討内容の取りまとめ<概要>

石川県社会福社会館の在り方検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 新しい社会福社会館の機能や役割を検討するため、石川県社会福社会館の在り方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、社会福社会館の機能や役割に関する事項について、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、社会福社会館に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、健康福祉部及び石川県県民文化スポーツ部内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

石川県社会福祉会館の在り方検討委員会 委員名簿

雄谷	良成	石川県知的障害者福祉協会会長
表	琴子	石川県社会福祉協議会障害福祉施設部会部会長
川並	利治	金沢星稜大学人間科学部こども学科教授
小松	栄子	石川県社会福祉法人経営者協議会副会長
永下	和博	石川県社会福祉協議会専務理事
福村	一	石川中央保健福祉センター福祉相談部長
前田	武司	石川県社会福祉協議会保育部会部会長
南	眞次	石川県社会福祉法人経営者協議会会長
森山	治	金沢大学地域創造学類教授（社会福祉学専攻）
柚森	直弘	石川県健康福祉部長
横川	伸	石川県児童養護協議会会長

(50音順・敬称略)

石川県中央児童相談所等検討ワーキンググループにおける 新たな建物整備に係る検討内容の取りまとめ<概要>

新たな建物整備にあたっての基本方針

- 新たな児童相談所と女性相談支援センター(以下「児相等」という。)の相談機能は、こどもや保護者、女性等のプライバシーに最大限配慮し、安心して相談できる環境の充実を図ること
- 中央児童相談所の一時保護所は、保護されたこどもの様々な状況に鑑み、安心して過ごせる居住環境に配慮するとともに、こどもの権利擁護を図ること
- 近年の相談対応件数の増加や複雑化を踏まえ、児相等の職員及び市町職員、施設等関係職員のより一層の質の向上を図るための環境を整備すること

建物整備における機能強化の方向性

- 1 相談しやすい環境の整備
 - ・ 悩みを抱える親やこどもが安心して相談できる、明るく落ち着いた相談環境(十分な採光の確保、木材の活用など)
- 2 一時保護所の「安全性」と「家庭的な環境」の確保
 - ・ 支援員がこどもの様子を容易に把握できる構造(中庭を設けた回廊式)
 - ・ 居室は家庭的であたたかみのある環境(原則、個室化、リビングを設けユニット化、木材の活用など)
- 3 児童虐待対応と困難女性支援の一体的な実施
 - ・ 児童相談と女性相談のワンストップ対応機能を充実させ、継続

その他配慮すべき事項

- ・ こどもに対するケアの質を外部の視点でチェックする第三者評価を、現在の一時保護所から受審することによるケアの質の向上
- ・ 相談環境の充実や一時保護所のユニット化等に伴う必要な職員の確保、研修の充実による職員の質の向上
- ・ 相談支援の機能向上、職員の勤務環境改善等を図るためのデジタル技術の活用

石川県中央児童相談所等検討ワーキンググループ 委員名簿

今寺 誠 金沢市教育プラザ総括施設長兼こども相談センター所長

◎川並 利治 金沢星稜大学人間科学部こども学科教授

福村 一 石川県中央児童相談所長兼女性相談支援センター所長

森泉摩州子 徳島文理大学保健福祉学部人間福祉学科教授

柚森 直弘 石川県健康福祉部長

横川 伸 石川県児童養護協議会会長

(50音順、敬称略、◎印は座長)